

令 4 廃リ 対策 第 5 1 6 号  
令和 5 年（2023 年）2 月 8 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部長

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には廃棄物処理業の許可が必要であることに引き続き御留意の上、適切に対応されますよう、貴会員への周知をお願いします。

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班 担 当 : 林 TEL 083-933-2988 FAX 083-933-2999
---